東京都計量検定所

Tokyo Metropolitan Government Inspection Institute of Weights and Measures



計量検定所の業務概要 Outline of our activities

計量法は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、 もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的としている。 - 計量法第1条(目的) -

The purpose of Measurement Act is to establish the standards of measurement and ensure execution of proper measurement and thereby to contribute to economic development and cultural enhancement.

— Measurement Act Article 1 (Purpose) —



「適正な計量の実施を確保」するために Ensure execution of proper measurement

日本の計量制度は、「計量法」により定められています。この制度を適正に運営することは、市民生活を守り、経済や文化の発展向上を実現するために極めて重要なことです。東京都計量検定所は、計量法の目的に従い4つの施策を柱として事業を進めています。



4つの 施 策

1 正しい計量器が供給されるための施策

Promoting Activities for providing proper measuring instruments (Registration

2 正しい計量器が使用されるための施策

Promoting Activities for using proper measuring instruments (Inspection)

3 正しい計量が行われるための施策

Promoting Activities for performing proper measurement (Guidance)

4 計量思想の普及のための施策

Promoting Activities for better understanding of the spirit of Measurement Act (PR)

1 正しい計量器が供給されるために

For providing proper measuring instruments

検定·基準器検査 Verification & Inspection of Verification Standards

計量法に定められた「特定計量器」は、都道府県や国等による法令への適合検査に合格することで、取引や証明に使用することが可能となります。この検査を「検定」といい、合格した計量器には、検定証印が付されます。計量検定所では、消費生活に欠かすことのできない、はかり、燃料油メーター、タクシーメーターや血圧計などの検定を行っています。





定証印 基準適合証

※ 指定製造事業者が製造した計量器で、法令に定める検査に適合した計量器には、基準適合証印が付され、検定に合格した計量器と同等に扱われます。

特定計量器の検定や検査を行うときに基準として使用する計量器を「基準器」といいます。基準器には検定や検査の信頼性を保つため、有効期限が定められ常に一定の精度を有することが求められます。計量検定所では基準器が法定の技術基準に適合することを確認する基準器検査を実施しています。





自動証印機(ガラス製計量器用)



燃料油メーター検定風景



タクシーメーター港南検査場



浮ひょう検定設備

JCSS 事業(質量区分:分銅等) Japan Calibration Service System (Weights)

JCSS は、計量法に基づく国家計量標準への計量トレーサビリティを表明するために、校正機関に関する基準(ISO/IEC 17025)の要求事項に適合した校正事業者を登録する制度です。

計量検定所は、都内事業者支援の一環として、平成 14 年 8 月から質量区分:分銅等(F2 級 1 mg~20kg、M1 級及び M2 級 10 mg~1000kg)の業務を開始しました。国際 MRA 対応認定事業者として、ILAC MRA 付き JCSS 認定シンボルの校正証明書を発行しています。



クリーンルーム(質量標準管理室)



台杆室

JCSS JCSS 0114 Tokyo Metropolitan Governme Inspection Institute of Weights and M

計量検定所は、認定基準として JIS Q 17025(ISO/IEC 17025)を用い、認定スキームを ISO/IEC 17011に従って運営される JCSS の下で認定されています。 JCSS を運営している認定機関 (IAJapan) は、アジア太平洋試験所認定協力機構 (APLAC)及び国際試験所協力機構 (ILAC)の相互承認に署名しています。東京都計量検定所は、国際 MRA 対応 JCSS 認定事業者で「JCSS 0114」は当所の認定番号です。

事業登録·届出等 Notification & Registration (of manufacturing activities of measuring instruments)

特定計量器の製造・修理・販売を行う事業者は法令の定めにより、計量器の区分ごとに届出を行なわなくてはなりません。届出は、製造事業者は都道府県知事を経由して経済産業大臣に、修理及び販売事業者は都道府県知事に行います。

また、計量の証明を事業として行う計量証明事業者は、計量器の区分ごとに都道府県知事の登録が必要です。

計量検定所では、これらの事業者に対する法令遵守事項の確認のため、定期的に立入検査を実施して必要な指導を行っています。



定期検査 Periodic inspection

計量法では、取引や証明に使用する特定計量器のうち、定期的に性能を確認することが必要な計量器には、その計量器の使用者に対して定期検査の受検を義務付けています。

計量検定所は、八王子市内***を除く都内全域の定期検査を実施しています***。定期検査の受検済計量器には、法令に基づき下図の検査済ステッカーを貼付しています。

質量計(自動はかりを除く)	2年ごと
皮革面積計	1年ごと

※1 八王子市内の定期検査は、特定市の八王子市が実施します

※2 一部の定期検査業務は、指定定期検査機関に委託しています





定期検査済ステッカー

はかりの定期検査

計量証明検査 Measurement certification inspection

長さ、質量、面積、体積、熱量の計量値及び環境に関する計量に使用される濃度、音圧レベル、振動加速度レベル等の計量値を証明する事業を行う計量証明事業者には、都道府県知事への登録が法令で義務付けられています。

この事業者が計量証明に使用する計量器(非自動はかり、分銅及びおもり、皮革面積計、濃度計、騒音計、振動レベル計等)は、法令で定める期間ごとに、都道府県知事等による検査(計量証明検査)を受けなくてはなりません。

計量検定所はこの検査を実施し、合格した計量器には、法令に基づき右図の検査済ステッカーを貼付しています。

登録された計量証明事業者が計量証明を行ったときは、右に示す標章を付した計量証明書を交付することができます。



計量証明検査済ステッカー



計量証明事業者が 計量証明書に付す ことができる標章

3 正しい計量が行われるために

For performing proper measurement

立入検査 On-Site Inspection

計量検定所では、都民の暮らしにかかわる計量が適正に保たれているか監視するために、都内に所在するデパート・スーパーマーケット等の小売業者や食品等の製造事業所、ガソリンスタンド等の燃料油メーター、タクシーメーター、ガスメーター、水道メーター等を対象に、立入検査を実施しています。

この検査では、取引や証明に使用されている特定計量器が適正か、その使用状況、検定・定期検査の合格の有無及びその 有効期間等を現地で確認しています。必要があれば、計量器の使用中検査も実施します。

また、計量販売されている商品等については、その内容量や表示の法 令への適合を確認するために、実際に現地で計量するなどの方法で検 査して確認しています。

立入検査の結果、不適正な計量が確認された場合には、当該事業者に対して、商品回収、再計量、再発防止などの必要な指示及び改善指導を行います。





買取検査 Inspection by purchase

計量検定所では、店頭での内容量の確認が困難な包装商品や東京都以外で計量された商品など、立入検査で確認することが難しい商品については、その商品を買い取って内容量や表示の法令への適合を確認する検査を行っています。

ヘルスメーターやキッチンスケールなどの家庭用計量器及び定規や寒暖計などの非特定計量器等についても、その計量器 を買い取り、法定技術基準や JIS 基準への適合を確認する検査を行っています。

その結果、不適正な計量が確認された場合には、当該事業者に対して必要な指示及び改善指導を行います。

適正計量管理事業所 Proper Measurement Control Business Places

適正計量管理事業所制度は、製造業、小売業等の事業所の自主的な計量管理を推進するためのものです。 計量器を使用する事業者が、自らの責任で法定検査を含む特定計量器の精度管理及び商品の量目管理の実施並びに日常の計量管理を行うための従業員の指導教育等を行い、自主的に正確な計量の実施を確保するために、計量士を中心とする計量管理体制を整え、計量管理を実施していると認められる事業所に対して、都道府県知事(又は経済産業大臣)がその指定をします。

適正計量管理事業所は、右図の標識を掲げることができます。



適正計量管理事業所の標章 (計量法施行規則第78条)

事業者講習会、講演会 Lecturing on measurement matter

計量検定所では、事業所の計量管理責任者や実務担当者を対象に、計量に関する様々な最新情報や技術の提供を目的とする講習会、講演会を定期的に開催しています。

4 計量思想の普及のために

For better understanding of the spirit of Measurement Act

計量記念日行事 Events on the memorial day of measurement act

11月1日の計量記念日に「都民計量のひろば」を毎年開催しています。

また、計量記念日関連月間として、11月に計量展示室の特別展示の開催や、正量取引協調運動などを実施しています。







親子はかり教室 Events for the Summer Holidays

計量検定所では、毎年夏休み期間に、計量器の工作や、施設見学などを通して、家族で計量に親しみ、楽しみながら計量を学ぶ「親子はかり教室」を開催しています。

計量教室は、ご希望に応じ随時開催します。詳細はお問い合わせください。







計量展示室の公開 Exhibition room of Weights & Measures

計量検定所本所2階の計量展示室では、日本の計量制度や計量技術に関する、新旧さまざまな資料を随時展示しています。(見学無料)

※ 公開時間 10:00~16:00 土日祝日及び年末年始は休み







区市町村の消費生活展への参加 Participating in events of local municipalities

区市町村等が主催する消費生活展等のイベントに出展して、消費生活における計量の重要性を広く普及啓発しています。

出前計量教室 Delivery lectures

計量検定所では、小学校での計量関連の学習支援を目的に、小学3~6年生の児童向けの計量教室を、計量関連団体と協力して都内の小学校に出向いて実施しています。計量の歴史や棒はかり・寒暖計の工作など、児童が実際に計量器に触れ、計量を体験する授業内容となっていて、児童が楽しみながら計量を学ぶことができます。

計量検定所へのお問い合わせ Contact information

お問い合わせの内容	担当部署	電話番号
製造・修理・販売の届出、一般計量証明事業、適正計量管理事業所、計量士	指導担当	03-5617-6635
温度計・浮ひょう・燃料油メーター他の検定、基準器検査、計量受託検査	検定担当	03-5617-6631
質量計の検定・基準器検査、圧力計の検定、計量受託検査(JCSS 含む)	質量圧力計担当	03-5617-6632
タクシーメーター装置検査	タクシーメーター担当	03-5479-5416
定期検査全般、質量計などの計量証明検査	計画担当	03-5617-6638
環境計量器の計量証明検査、環境計量証明事業	環境計量器検査担当	03-5617-6639
商品量目、計量表示、立入検査等	立入検査担当	03-5617-6628
庶務事務全般	庶務担当	03-5617-6623
経理事務全般	経理担当	03-5617-6624
計量展示室、親子はかり教室、出前計量教室、普及啓発事業全般	企画調整担当	03-5617-6643

組織と沿革 History & Organization

組 織 Organization & activities



沿革 History

東京都計量検定所は、明治8年の度量衡取締条例公布に伴い設置された計量(度量衡)行政機関です。その後、わが国の計量制度は、第1次度量衡法(明治24年公布)、第2次度量衡法(明治42年公布)、計量法(昭和26年公布)と変遷し、現在は、平成4年5月20日に公布(平成5年11月1日施行)された計量法に基づき様々な事業を行っています。

計量検定所では、適正な計量器の供給・維持、正しい計量の実施を確保するため、これらの時勢の推移に対応して、適切な執行体制を組み、計量行政を推進してきました。

年代	記事
1875 明治 8	度 量衡取締条例公布 東京府内務部第二課(勧業課)で度量衡行政開始
1890 " 23	専任技手の配置
1891 // 24	第1次度量衡法公布
1897 // 30	東京府内務部第六課権度掛となる
1901 // 34	東京市総務部庶務課で度量衡の自治取締実施
1905 // 38	東京府第三部度量衡課となる
1909 // 42	第2次度量衡法公布
1912 " 45	東京市勧業課に度量衡専門の掛創設
1917 大正 6	東京府内務部権度課となる
1925 // 14	東京市は計量取締の開始に伴い、商工課に度量
	衡掛を置く
1934 昭和 9	東京市産業局に権度課を創設
1943 " 18	東京都制施行で東京都経済部商工課権度掛とな
2000	る
1948 " 23	地方自治法実施に伴い、地方庁における計量職員
	の身分は官吏から地方公務員となる
1951 " 26	計量法公布
1952 " 27	東京都経済局総務部計量課となる
1956 " 31	東京都計量検定所となる(所長以下 143 名)
1959 " 34	タクシーメーター深川検査場開設
1962 " 37	検定第二課を新設
1964 " 39	日本橋分室を開設
1967 " 42	検定第三課を新設
1969 " 44	タクシーメーター立川検査場開設
1970 " 45	東京都港区海岸1-7-4に移転(日本橋分室廃止)
1971 " 46	(組織改正)消費生活対策室所管となる

年代	記事
1973 " 48	タクシーメーター竹芝検査場開設
1974 " 49	(組織改正)物価局所管となる
1074 40	指導課新設、検定三課を二課に統合
1976 // 51	(組織改正)都民生活局所管となる
1978 " 53	東京都計量受託検査条例を制定
1980 昭和 55	(組織改正)生活文化局所管となる
1985 " 60	タクシーメーター深川検査場移設
1000 % 00	アノン・アー・アー・バー「大豆・物」が以
1992 平成 4	新·計量法公布(平成 5 年 11 月 1 日施行)
1993 平成 5	東京都計量検定所設置条例制定
1999 " 11	(組織改正)検定二課を統合し、検定課となる
2000 " 12	地方分権に伴い条例制定(手数料等)
2002 " 14	4月、指定定期検査機関等(大型はかり)に東京都
	計量協会を指定
	8月、JCSS 校正事業者(質量区分)の認定取得
2004 " 16	4月、指定定期検査機関(中型はかり)に東京都計
	量協会を指定
2006 " 18	小型はかり(ひょう量 250kg 以下)所在場所による
	検査開始
2007 " 19	(組織改正)生活文化スポーツ局所管となる
2008 " 20	(組織改正)庶務課に指導課の一部を統合し、管
	理指導課に、指導課の一部を検査課に統合
	2月、指定定期検査機関(小型はかりの一部)に東京都計
	量協会を指定
2010 " 22	(組織改正)生活文化局所管となる
2013 " 25	10月、タクシーメーター港南検査場開設(タクシー
	メーター竹芝検査場からの移転)
2014 " 26	1月、本所が港区から江東区新砂 3-3-41に移転
2015 " 27	八王子市が中核市となり、一部の業務を移管

くらしの中に活きる計量

Our life and Weights & Measures

検定・検査に合格した計量器に付される各種の証印



検定証印は、取引・証明に使用するはかり、ガスメ ーター及び水道メーター等の特定計量器に義務付け られている検定(法定技術基準への適合確認検査) に合格した計量器に付されるものです

基準適合証印は、経済産業大臣の指定を受けた 指定製造事業者が製造した特定計量器であって、当 該事業者の自主的な法定基準への適合検査に合格 した計量器に付されるものです

※ 指定番号とともに付され、検定証印と同等に扱われます



装置検査証印

装置検査証印は、タクシーメーター(車両等装置 用計量器)に義務付けられている、都道府県による 毎年1回の法定装置検査に合格したメーターに付さ れるものです



基準適合マーク

一般家庭で健康管理、調理等に使うキッチンスケ ール、ヘルスメーター及びベビースケールなどを家庭 用特定計量器といいます。この計量器は、取引証明 には使用できませんが、法定の技術基準を定め、こ の基準に適合したことを示す図の表示が付されたもの だけが流通されます

Some important Symbols



定期検査済証印

定期検査済証印は、取引や証明に使用する「はか り」等の使用者に義務付けられている、2年に1回の 法定定期検査に合格した計量器に付されるものです ※ 左図は、2022年 9 月に検査済であることを示します(注)



計量証明検査済証印

計量証明検査済証印は、計量証明に使用する特 定計量器に政令で定める期間ごとに義務付けられて いる法定計量証明検査に合格した計量器に付される ものです

※ 左図は、2022 年 9 月に検査済であることを示します^(注)



基準器証印

基準器証印は、特定計量器の検定・定期検査等 に使用する基準器に義務付けられている基準器検査 に合格した計量器に付されるものです

※ 基準器は、法令でその用途、受検の申請者及び基準器検査を行 う者が限定されています



ある高さまで液体商品を満たした場合、正しい量が 確保されるように製造された、透明又は半透明の容 器(例えば、ビールびん、醤油びん、牛乳びんなど)を 特殊容器といいます。この容器には図の「特殊容器の 表示」が容量表示と共に付されています。

注 表示が困難な場合には、アポストロフィー付きの西暦下 2 桁表記も認められています

有効期間満了を消費者にお知らせするもの(合格した計量器に東京都計量検定所が任意で貼付するもの)



検定に合格した燃料油メーター等の表示部に貼付 する有効期限ステッカー

※ 左図は、有効期限が 2026 年 5 月までであることを示します



装置検査に合格したタクシーメーターに貼付する 有効期限ステッカー

※ 左図は、有効期限が 2029 年 2 月までであることを示します

庁舎所在地のご案内 Access

東京都計量検定所 本所(新砂庁舎)



 $\pm 136 - 0075$

江東区新砂 3-3-41

- ●地下鉄東西線 南砂町駅3番出口 徒歩5分
- ●お問い合わせ先 管理指導課庶務担当 電話番号:03-5617-6623

東京都計量検定所 タクシーメーター港南検査場



 $\pm 108 - 0075$ 港区港南 5-1-26

- ●JR 品川駅港南口より都バス (品99系統)京浜運河徒歩0分
- ●東京モノレール 天王洲アイル駅 徒歩 10分
- ●東京臨海高速鉄道 天王洲アイル駅 徒歩 12分
- ●お問い合わせ先 電話番号:03-5479-5416

東京都計量検定所 タクシーメーター深川検査場



〒135-0015 江東区千石 1-5-7

- ●JR 錦糸町駅より 都バス(錦13系統) 千石一丁目 徒歩2分
- ●地下鉄東西線 木場駅 徒歩 20 分
- ●お問い合わせ先 電話番号:03-3647-6868

東京都計量検定所 タクシーメーター立川検査場



〒190-0023 立川市柴崎町 6-8-13

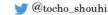
- ●JR 立川駅南口 徒歩 20 分
- ●多摩都市モノレール 柴崎体育館駅 徒歩5分
- ●お問い合わせ先 電話番号:042-524-5970

東京くらしWEB ***

東京都計量検定所のホームページアドレス https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lp.jp/keiryo/

登録番号 (R3)6 令和4年3月発行 編集,発行 東京都計量検定所管理指導課 印刷

株式会社 成光社





東京都消費生活行政











